

「徳島県障がい者施策基本計画」(素案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月8日(金)から令和6年1月9日(火)まで、「徳島県障がい者施策基本計画」(素案)についてパブリックコメントにより御意見を募集したところ、10名の方から22件の御意見をいただきました。
御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	<p>障がい者施設の人材不足や離職率の高さは、障がい者の自立と社会参加の支援に大きな影響を与える問題です。人材不足は、支援の質や量を低下させ、障がい者のニーズに応えられない状況を招きます。離職率の高さは、支援の安定性や継続性を損ない、障がい者の信頼関係や生活の安心感を奪います。</p> <p>よりよい障がい者支援を行うためには、人材不足や離職率の高さの解消を図ることが必要です。そのためには、以下のような対策が必要だと感じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与や福利厚生の改善 ・職員の教育や研修の充実 ・職員のメンタルヘルスのケアや相談支援 ・職員の働き方改革や労働環境の改善 ・職員の採用や定着のための制度や施策の導入 <p>以上のように、人材不足や離職率の高さの解消は、障がい者支援の質や効果を高めるための重要な課題です。障がい者施設は、障がい者の生活の場としてだけでなく、地域生活支援拠点としても期待されています。その役割を果たすためには、人材の確保や育成が欠かせません。障がい者施設の人材不足や離職率の高さの解消を図ることで、障がい者の自立と社会参加の支援をよりよく行うことができるのではないのでしょうか。</p>	<p>福祉人材の確保等は重要なことと認識しており、本計画においても「第2章 第10節自立した生活の支援 6 障がい福祉を支える人材の養成・確保等」において位置づけ、計画的に施策を推進していくこととしております。</p> <p>福祉・介護職員の処遇の改善については、国において、福祉・介護職員処遇改善加算等が設けられています。県においては、当該加算の取得を促進するため、研修等を実施しているとともに、適正に介護職員の処遇改善に資する運用がなされるよう、全ての事業所から毎年、実績報告の提出を求め、実地指導において関係書類を確認する等の指導を行っているところです。</p> <p>労働環境の改善等に向けては、障がい福祉現場におけるICT利活用やロボット導入の支援などを行っており、業務負担の軽減を図っております。</p> <p>また、福祉人材センターと連携し、福祉の仕事の魅力発信、インターンシップの実施、県外福祉人材獲得に向けたUIJターンの取組推進、「働き方改革に取り組む施設」や「多様な人材確保を進める施設」を「モデル事業所」に認定し、活動事例の紹介を行うなど、福祉人材の育成・マッチングの強化を図ることとしています。</p> <p>御意見を参考にさせていただき、障がい者支援の質や効果を高めるため、福祉人材の確保に向けて積極的に取り組んで参ります。</p>

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
2	インターネットや県のホームページで「障がい」でなく「障害」と検索してもヒットするようにしてほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただき、県としましては情報を必要とされる方に、できるだけわかりやすく届けられるよう努めて参ります。
3	県の計画であるにもかかわらず、県の体制についての具体的記載がなく責任の所在が曖昧分かりません。目標については、定量的なもののほか、定性的なものも目標とすると記載する方が良いです。	いただいた御意見を踏まえ、「第3章 第2節障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標」に、定量的なものに加え、定性的な目標についても定めることといたします。 目標を達成することのみを目的とせず、これら目標達成に向けて、現状把握や分析、課題の抽出を行うなど様々な取り組みを通じて、障がい者施策をより充実したものにできるよう、県の関係部局やその他関係機関等と連携して取り組んで参ります。
4	「障害」、「障害者」の定義を正確かつ具体的に定義する。 (法律をそのまま引用するのではなく、各種パンフレット、リーフレットからもっとわかりやすい言葉を引用すべきです。) (第7 障がい者の概念 本計画における障がい者とは、障害者基本法に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)・・・とありますが 第7・6期障害福祉計画の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同。)」となっています。) 障害者とは、いわゆる障害者手帳の所持者だけでないことを記載すべきです。	いただいた御意見を踏まえ、「第1章 第1節計画の概要 7障がい者の概念」について、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)など、記載を修正させていただきました。 今後も、手帳の有無に関わらず、障がい者施策をより充実したものにできるよう努めて参ります。
5	「労働局などの関係機関と連携し、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知・啓発に努めます。」等と記載されていますが、合理的配慮を提供する側が、様々な障害の特性を正しく理解することが必須であるにもかかわらず、そのためのプロセスに関する記載がありません。	県では、サポーター養成講座の開催等の障がいの特性理解を深める取組や、労働局・県のホームページ等を活用して民間企業に対する広報活動等を行っており、16ページにその取組を記載しているところです。 県としましては、引き続き、民間企業に対する障がい特性の理解向上について、周知広報に努めて参ります。

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
6	<p>「職員対応要領」を策定し、差別の禁止や合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。」とありますが、新規採用職員研修、階層別研修ごとに何コマかの研修を行い、障害者雇用促進法第37条の対象障害者の所属課等で研修を行う程度のことで「周知徹底」と言うのはどうでしょうか？</p> <p>少なくとも、研修等を受ける機会のなかった職員がおり、前述のとおり、管理職を含む職員の中には、障害者の取り扱いに関する事で、障害の特性を理解するという基本的なプロセスを認識できていない職員が過半数であるように考えます。差別の禁止や合理的配慮の提供について、職員の資質向上をどのように行うか記載してほしい。</p>	<p>障がい者を理由とした不当な差別的取扱いにより、障がい者の権利利益を侵害することはあってはならないことです。この意識を醸成するためには必要な知識を繰り返し伝えていくことが重要であることから、今後とも研修等を通じて職員の資質向上を図って参ります。</p>
7	<p>「1 障がいを理由とする差別の解消の推進」について、少なくとも、差別の定義または差別の定義がどこに記されているかを記載すべきです。</p>	<p>県では、「障害者差別解消法」の施行等を受け、平成28年4月に「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」を施行し、障がい者の権利擁護に努めております。本条例には、「障がいのある人に対する差別等の禁止」等について規定しております。</p> <p>本条例の内容については、計画内の「資料編」に掲載しておりますので、御参考にしてください。</p>

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
8	<p>「見えない障害」(精神障害高次脳機能障がい特性について理解が得られにくい障害)の概念の定着と理解の促進について記載すべきです。</p> <p>(医療現場、職場、家庭において「見えない障害」を持つ障害者の、診断・リハビリ等へ移行が円滑に行われるよう、医師、心理士、精神保健福祉士、ST、OT等の協力の元取り組むことについて、計画する必要があると考えます。</p> <p>「見えない障害」は本人を含む当事者が「気付かない障害」「理解しようとしないう障害」であり、精神障害者に対する差別の大きな要因となっています。</p> <p>また、精神障害は身体障害がある場合に見落とされがちな障害でもあります。例えば、身体障害に関し、障害者手帳の等級、障害区分が決まると、高次脳機能障害等に関しては十分な診断が行われないことがあります。ただ、障害にかかる診断の本来の目的は、治療、リハビリ、生活のために障害の特性を明らかにすることであり、精神障害についても十分な診断が行われ、治療、リハビリに繋げなければならないと考えます。)</p>	<p>高次脳機能障がいは、交通事故や脳血管障がいなどの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動に生じる障がいであり、身体的には障がいが残らないことも多く、外見ではわかりにくい「見えない障がい」とも言われています。</p> <p>県では、県民に対する理解促進を図るため、パンフレットの配布やパネル展等による普及啓発を実施しています。また、「高次脳機能障害支援拠点機関」として徳島大学病院高次脳機能障害支援センターを設置、支援コーディネーターを配置することにより、支援を必要とする方への診断からリハビリまでの総合相談や地域の関係機関との調整など行っています。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>「リハビリ難民」の現状と対応について記載すべきです。</p> <p>(リハビリ難民の現状について、障害者を取り巻く環境は都会よりも地方部の方が厳しいこと。現状では、医療・介護保険制度だけでは十分なサービスの提供が難しいことも含め記載すべきです。)</p> <p>(医療機関に対し、疾患別リハビリテーションの算定日数の上限以降の期間にリハビリテーションを実施できるよう、算定日数上限の除外対象となっている疾患について、患者及び患者の家族に対し十分な説明を行うことを周知徹底し、患者のリハビリテーションの機会が損なわれないように取り組む。)</p>	<p>いただきました御意見を踏まえ、住んでいる地域によって、提供されるリハビリテーションなどの保健サービスに差が生じることのないよう、基盤整備や人材確保のための支援について、国の動向等を注視しながら、適切な施策や目標の在り方について研究して参ります。</p>

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
10	現状の現場の意見及び課題を記載すべき。	<p>本県の障がい者施策を推進するにあたり、関係団体や関係機関等から御意見等を伺っております。</p> <p>また、本計画においては、これまでいただいた御意見等を踏まえ改定をするとともに、「第2章 各分野における主要施策」の項目ごとに【現状と課題】を記載しております。</p> <p>今後とも、関係機関等と連携し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進して参ります。</p>
11	<p>県内の公的部門の障がい者雇用率について、現状と令和8年度の目標を記載すべき。「3 障がい者雇用の促進」について、平成29年度に批判された公的部門のサボタージュについて、繰り返さないことの誓いを記載してはどうかと思います。前文に、改訂前の計画から改善した点等を、過去にあった行政部門の不作為の問題とともに記載する。</p>	<p>目標数値については令和11年度の数値を記載しておりますが、令和8年度に中間見直しを行うこととしており、適宜適切な目標数値の設定を行って参ります。また、令和11年度のみならずすべての年度において、法定雇用率の達成はもとより、障がい者の積極的な採用に努めて参ります。</p> <p>また、県の機関及び県教育委員会が雇用する障がい者の把握・確認については、国が策定する「プライバシーに配慮した障がい者の把握・確認ガイドライン」に沿った把握・確認を徹底しているところであり、引き続き適切な運用に努めて参ります。</p>
12	四国4県のなかで、他県に引けをとらない計画を作成してほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。今後とも、障がい者施策をより充実したものにできるよう努めて参ります。
13	現状と課題を踏まえた良くできた計画案だと思います。この計画を実効性のあるものとするため、強度行動障がいのある方々の地域での暮らしの継続や地域生活への移行を推進していくための事業(予算)を確保する必要があると思います。具体的にはグループホームの整備やサービス人材の育成など、一歩進んだ対応が実現すればよいと思います。	いただいた御意見を踏まえ、「第3章 第2節障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標」に、「強度行動障がいを有する者等への支援体制の充実」を定めることとし、強度行動障がいを有する者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる生活を確保するため、各種施策を充実させて参ります。

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
14	<p>放課後等デイサービスについては、全国的な急増およびそのサービスの質についてよく取り沙汰されているのを目にしてきました。計画を見て、徳島県にも放課後等デイサービスが163カ所もあることを知りました。利用者にとっては、事業所数が多いとそれだけ選択肢が増えるというメリットもある一方、これらの事業所がすべて十分な支援ができていないか疑問に思います。是非、県全体の事業所の質の底上げをしていただきたいと思います。また、計画にあるように、保育所や学校、病院などと連携し、支援を要する児童が将来的に社会の一員として円滑に暮らしていけるような体制づくりを目指していただきたいと思います。</p>	<p>国においては、現状や課題に応じて、放課後等デイサービス事業所の指定基準や報酬の改定を行ってきているところです。県では、福祉サービスの質の向上を図るため、各種研修等を実施するとともに、定期的に各事業所へ実地指導を実施しております。</p> <p>今後とも、県内事業所の資質向上に向け、引き続き取り組みを進めて参ります。</p> <p>また、御意見をいただきましたとおり、支援を必要とする児童が円滑な社会生活を送ることができるよう、福祉分野以外の関係機関との連携についても、取り組んで参ります。</p>
15	<p>B型事業所で作られたお菓子やパンを食べたことがあるが、とても美味しく値段もお手頃なのにあまり知られていないのが勿体ない。是非もっといろんなところで販売してほしい。ブランディングをもっと強化すればよいと思う。</p>	<p>県では、定期的なマルシェや大型量販店等でのイベントなどを開催し、就労製品の販売促進を図っております。</p> <p>また、就労製品の統一ブランドである「awanowa」商品のブランド力強化に取り組んでおります。</p> <p>今後も、就労製品の販路拡大や商品力強化に努めて参ります。</p>

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
16	<p>障がい児者の方々が今一番不安に思っていることは、能登半島地震が発生したことで南海トラフ巨大地震が発生した際、自分たちは助かるのだろうかということが想像できます。障害の程度も様々ですが、在宅で生活されている障害児の保護者や自立して生活されている障害者の把握は市町村がされているのでしょうか？</p> <p>素案では手帳保有者の人数が記載されていますが、手帳を保有されていない発達障害の方も多数おられると思います。災害時は発達障害の方に対する災害支援が課題の一つだと感じます。</p>	<p>障がいなどにより自力での避難が困難な方については、各市町村において「避難行動要支援者」として名簿を作成することが義務付けられています。県では「避難行動要支援者名簿」に登録された方の避難を支援するための「個別避難計画」の策定促進に向けて、市町村を支援して参ります。</p> <p>発達障がい児者は、その障がい特性から、他者とのコミュニケーションや環境の変化が苦手な場合が多く、避難所での集団生活が難しい場合があります。発達障がい者総合支援センターでは、「発達障がい者総合支援プラン」に基づき、災害時における発達障がい児者やその御家族の自助力向上をはじめ、支援者の専門性や対応力向上による体制強化などに取り組んでおります。</p> <p>確定診断や手帳の有無に関わらず、いわゆるグレーゾーンの方も含めた当事者やその御家族が、災害への備えについて知識の習得ができるよう研修会を実施しているほか、支援者を対象とした講座の開催や図上訓練も行っております。</p> <p>また、「発達障がい者『知って備える』防災ハンドブック」を作成し、関係団体等へ配布するとともに「とくしま発達障がい総合サイト」にて公開しており、どなたでも活用いただけます。災害時の備えには平時からの取組が必要であり、今後も引き続き、支援の充実・強化を図って参ります。</p>

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
17	<p>人工呼吸器を使用している難病患者の方には非常用発電機等の貸与がありますが、難病指定ではない医療的ケアが必要な児者も沢山いらっしゃいます。対象者を広げた対策を検討していただければと思います。たとえば、県が設置した医療的ケア児等支援センターに非常用発電設備を整備し、圏域にいる医療的ケア児等コーディネーターと連携し、必要な時に必要な方が使用できるような。</p> <p>せっかくコーディネーターを養成しているのだから、コーディネーターとして活躍した際の報酬があれば、もっと積極的に活動できるのではないのでしょうか。</p> <p>重い障がいを持つ子どもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、行政の支援をお願いします。</p>	<p>医療的ケア児など人工呼吸器等を使用されている方においては、災害時等における電源確保は生命にかかわる非常に重要なことであると認識しております。いただいた御意見を踏まえ、「第2章 第5節防災、防犯、感染症対策等の推進」に、医療的ケアを受けることが不可欠な方に対する、災害時等における電源確保に関する記述を追記しました。県としてどのような取組ができるか検討して参ります。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターの活用促進については、今後、国の動きも注視しながら、県としての取組を検討して参ります。</p> <p>今後とも、医療的ケア児を含め重症心身障がい児とその御家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援を行って参ります。</p>
18	<p>この基本計画は、教育、福祉、就労等の様々な機関が関わっていると思います。県の障がい福祉課様が窓口になり、県の教育・災害・医療関係部署、各市町の福祉関係部署を取りまとめていただき、素晴らしい基本計画を策定し実行していただきたいと思います。</p> <p>今後とも県民の意見を汲み取っていただき、より良い施策にしていきたいと思います。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後とも、関係機関等と連携し、障がい者施策をより充実したものにできるよう努めて参ります。</p>
19	<p>成年後見制度利用支援事業についてもっと詳しくお願いします。</p>	<p>低所得の知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業については、後見人等が適切に報酬を受け取り、障がい者の権利擁護につなげていくために重要なものであると認識しており、本計画においても推進するとしています。</p> <p>御意見を参考にさせていただき、より詳細な記載について検討いたします。</p>

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
20	<p>令和5年8月に、障がい者交流プラザに「徳島県障がい者ICTサポートセンター」が開設されたことは良かった。</p> <p>視覚障害や聴覚障害を有する者が、災害時などに円滑に必要な情報を取得できるよう、今後もICT機器の使用方法などのサポートを期待している。</p> <p>ただ、障がい者交流プラザまで行けない障がい者もいると思うので、できれば、徳島市以外の地域でも、出前相談会や研修会などを開催してほしい。</p>	<p>「徳島県障がい者ICTサポートセンター」では、パソコンやスマートフォン使用方法など様々な相談に応じています。また、視覚、聴覚等障がいのある方々の日常生活を支援するサポート機器の紹介や体験貸出を行っております。</p> <p>さらに、徳島市以外の地域においても、研修会やICT機器の体験イベント実施を検討しております。</p> <p>今後とも、障がいのある方が、日常生活はもとより災害時にも、必要な情報を取得できる環境整備に努めて参ります。</p>
21	<p>障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務づけられたことで、県民の障がい者への理解が一層進み、障がい者にとって暮らしやすい社会になるよう望みます。</p>	<p>県では、「障害者差別解消法」について周知・啓発を行うとともに、関係機関との情報共有や連携強化を図るため、「徳島県障がい者差別解消連絡会議」を開催するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進しております。</p> <p>今後とも、障がい者の権利擁護の推進に向け、引き続き取り組みを進めて参ります。</p>
22	<p>パラリンピックで活躍している日本人選手に勇気をもらいました。</p> <p>徳島県からも世界で活躍するトップアスリートの選手を輩出することで県民に勇気や元気を与えられると思うので、障がいのある方が気軽にスポーツに参加できる環境の整備をぜひともお願いしたいです。</p>	<p>県では、パラリンピック等国際大会における本県からの出場選手輩出に向け、競技力の向上を図るとともに、その「次の世代」を担うパラアスリートの発掘・育成を図るため、関係機関と連携し、障がい者スポーツ選手・団体の育成強化や、幼少期から身近な地域で障がい者スポーツに参画する機会の創出に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き関係機関と連携し、障がいのある方が気軽にスポーツに参加できる環境の整備に取り組んで参ります。</p>